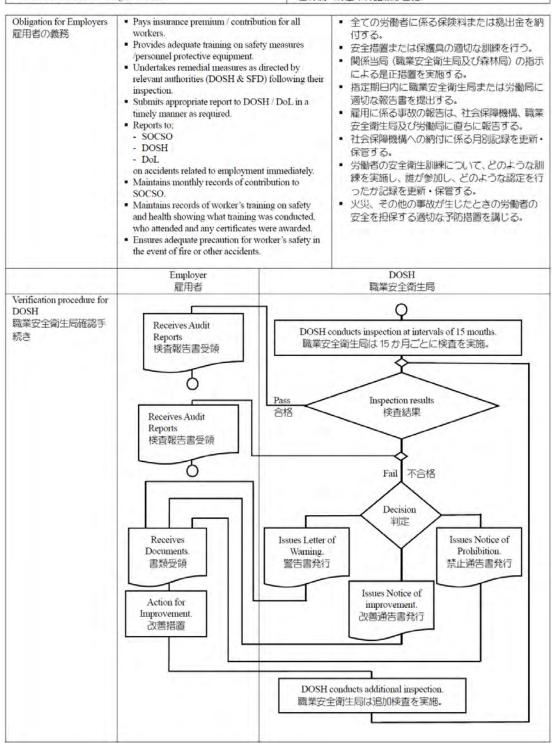
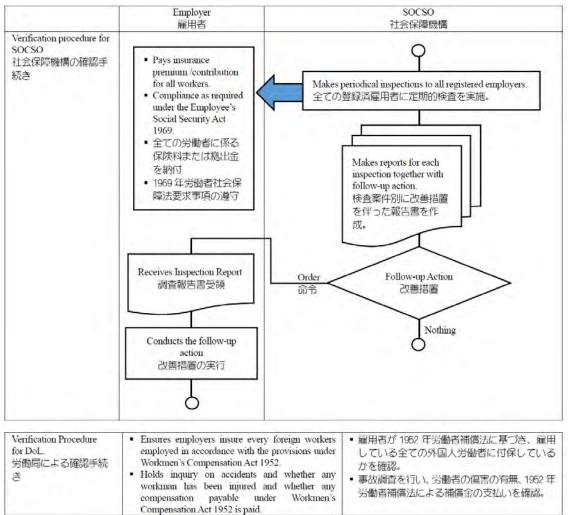
| Worker Safety and Health | 労働安全衛生 |
|--|--------------------------------------|
| Sources of Timber: PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) | 木材の出所: 永久林、州有林、私有林、輸入材及びゴム林(私 有林) |
| Responsibility: Department of Occupational Safety and Health (DOSH) Department of Labor (DoL) Social Security Organization (SOCSO) | 所管:職業安全衛生局 労働局 社会保障機構 |
| *Omitted the criterion writing in this box. | *この欄への基準の記載は省略。 |



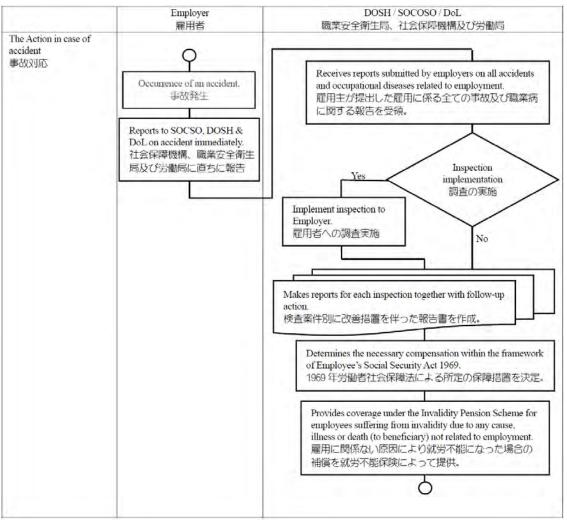
資料・監修:マレーシア木材産業庁

図 4.1.c21 労働者の安全衛生



資料・監修:マレーシア木材産業庁

図 4.1.c21 労働者の安全衛生(続き)



資料・監修:マレーシア木材産業庁

図 4.1.c21 労働者の安全衛生(続き)

【証明書及び手続書類】

労働者の安全衛生に係る証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c27 労働者の安全衛生に係る証明書及び書類

| Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所 | Title of Document 書類名称 | Submit /Issuance 提出者または発行元 | Recipient /Confirmation 受取人または確認者 |
|--|---|---|--|
| PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有 林、輸入及びゴム再造林 地 (私有林) | Record of Worker Instructions Training (Managed by Employer) 労働者訓練記録(雇用者により管理) | Employer 雇用者 | |
| | Record of Insurance premium / contribution for workers (Managed by Employer). 労働者の保険料または拠出金に係る記録 (雇用者により管理) | Employer 雇用者 | |
| | Maintains monthly records of contribution to Social Security Organization (SOCSO) 社会保障機構への納付に係る月別台帳 | Employer 雇用者 | SOCSO 社会補償機構 |
| | Accident Report 事故報告 | Employer 雇用者 | SOCSO, Department of DOSH & Department of Labor (DoL) 社会保障機構、職業安全 衛生局及び労働局 |
| | Letter of Warning / Notice of Improvement / Notice of Prohibition 警告書、改善通告書または禁止通告書 | Department of Occupation Safety and Health (DOSH) 職業安全衛生局 | Employer 雇用者 |
| | Audit Report 検査報告書 | Department of Occupational Safety and Health 労働衛生衛生局 | Employer 雇用者 |
| | Inspection Report 検査報告書 | Social Security Organization 社会保障機構 | Employer 雇用者 |

(6) 基準6 貿易及び税関

①企業登録

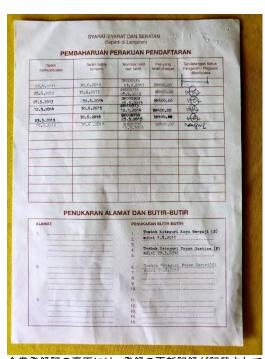
マレーシア木材産業庁設置法18第13条第1項の規定は、輸出業者、輸入業者、供給業者、 検査業者、製造加工業者、貿易業者、管理業者及び桟橋管理業者の登録義務を、第 14 条の 規定はその登録の申請や承認の手続きを定めている。

事業者がマレーシア木材産業庁に会社登録をするときの前提条件は、登録申請をする事 業所の設立が会社法19に基づいていること並びにマレーシア会社登記所20への登記が完了 していること及びマレーシア木材産業庁が認定した八つの木材団体のいずれかに加入して いることである。

木材企業は、マレーシア木材産業庁への登録申請のために必要書類を用意し、登録手数 料を納付する。この必要書類とは、マレーシア企業登記委員会登録書、1965年会社法様式 24 及び様式 49 の書類の写し、マレーシア木材産業庁承認済木材団体会員証明書の写し並 びに工場ライセンスの写しであり、木材の輸出を行おうとする企業は、これらに加えて登 録済出荷者からの木材産地証明書が必要になる。



写真 4.1.c14 企業登録証



企業登録証の裏面には、登録の更新記録が記載されて いる。

写真 4.1.c15 企業登録証裏面

¹⁸ Malaysian Timber Industry Board (Incorporation) Act 1973

¹⁹ Companies Act 1965

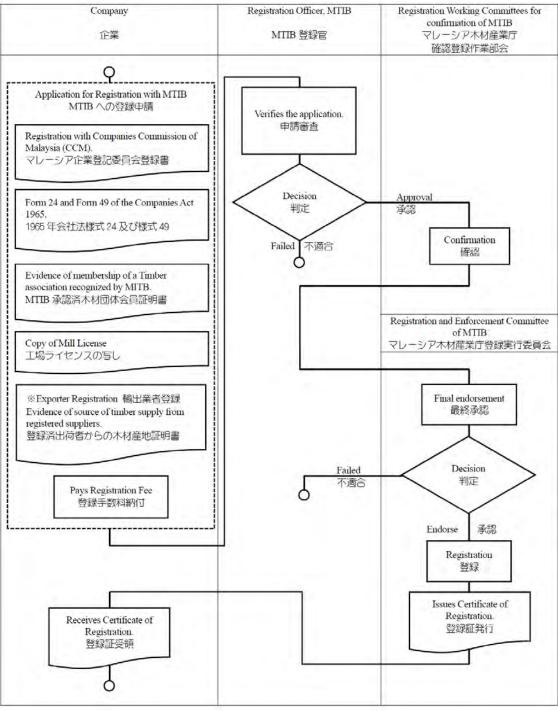
²⁰ Companies Commission of Malaysia (Suruhanjaya Syarikat Malaysia: SSM))

申請書は、前掲の書類を添付してマレーシア木材産業庁に提出する。提出した申請書は、アレーシア木材産業庁登録官が審査及び判定した上で、承認された申請書を同庁確認登録作業部会に回付する。確認登録作業部会は確認した申請書類を同庁登録実行委員会に回付し、同委員会は申請書類の最終確認と判定を行い、登録するのに適正な企業を登録し、登録書を申請者に発行する。

会社登録証の有効期間は1年以上5年以内で、具体的な有効期間はマレーシア木材産業 庁の取締役会が決定する。

企業のマレーシア木材産業庁への登録は、各企業が所持している登録証又はマレーシア 木材産業庁が登録企業一覧表に掲げている登録番号により確認できる。

| Registration of Companies for Export | 輸出のための企業登録 |
|--|------------------------------------|
| Sources of Timber: PF, SL, AL & RW-R (AL) | 木材の出所: 永久林、州有林、私有林及びゴム林(私有林) |
| Responsibility: Malaysian Timber Industry Board (MTIB) | 所管:マレーシア木材産業庁 |
| Λ company intending to export and /or supply and /or process timber is required with MTIB. | 輸出、供給または木材加工を行う企業は、MTIBへの登録が必要である。 |



資料・監修:マレーシア木材産業庁

図 4.1.c22 企業登録

【証明書類及び手続書類】

企業登録に要する証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

Forest Type /Source of Timber Title of Document Submit/Issuance Recipient /Confirmation 森林区分 /木材の出所 書類名称 提出者または発行元 受取人または確認者 PF, SL, AL, Imp & RW-R Application for Registration with MTIB. Registration Officer, MTIB Company (AL) Registration with Companies Commission 企業 マレーシア木材産業庁登 永久林、州有林、私有 of Malaysia (CCM) 録官 Form 24 and Form 49 of the Companies 林、輸入及びゴム再造林 Act 1965 地 (私有林) · Evidence of membership of a Timber association recognized by MTIB. Copy of the Mill License · Evidence of source of timber supply form registered suppliers (for Exporter registration) MTIB への登録申請 マレーシア企業登記委員会登録書 1965 年会社法様式 24 号及び様式 49 号 による書類 MTIB 承認済木材団体会員証明書 工場ライセンスの写し 登録済出荷さからの木材産地証明書 (輸出業者登録用) Certification of Registration Registration and Company 登録証 Enforcement Committee of 企業 マレーシア木材産業庁登 録実行委員会

表 4.1.c28 企業登録に要する証明書及び手続書類

資料・監修:マレーシア木材産業庁

②輸出規制

マレーシア木材産業庁設置法第 18 条 A の規定は、マレーシア木材産業庁への申告の義務及び罰則を、第 18 条 B の規定はマレーシアからの輸出について、第 20 条の規定は輸出に係る課徴金制度を定めている。

さらに輸出禁止品目に係る関税令²¹は、次の表のように規制の範囲を四つの区分により 定め、規制区分別の輸出品目を掲げている。

なお、同令附則 2 では、輸出ライセンスの発行を担当する省・局・法定機関を定め、附則 3-1 及び附則 3-2 では輸出方法を定めている。

この他の輸出に係る規則は、マレーシア木材産業庁の木材輸出に係る広報誌("Timber Export Bulletin")及びウェブサイトに掲載している。

表 41 c29 輸出禁止品目に係る関税会が定める輸出禁止規制の区分

| 公 4.1.627 | | | |
|-----------|---|--|--|
| | 規制の範囲 | | |
| 附則 1 | 完全輸出禁止品目。 | | |
| 附則 2 | 輸出ライセンスがないと輸出できない品目。 | | |
| 附則3-1 | 規定された方法以外では輸出できない品目。 | | |
| 附則3-2 | ワシントン条約の規制品目のために規定されている方法以外ではマレーシア から輸出できない品目。 | | |

²¹ Customs (Prohibition of Exports) Order 2012

-

A. 製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板の輸出

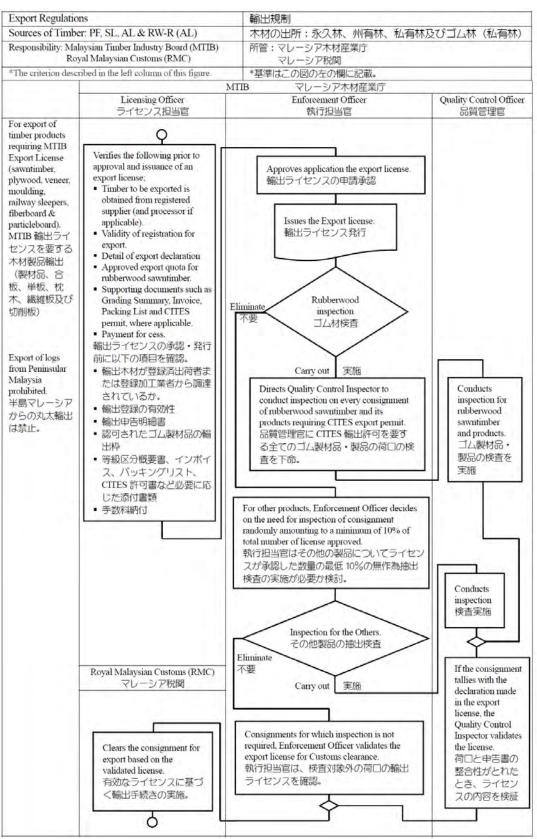
製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板をマレーシアの半島部から輸出するときは、マレーシア木材産業庁が発行する輸出ライセンスが必要である。

これらの製品を輸出しようとする企業は、輸出ライセンスをマレーシア木材産業庁のウェブサイトを利用して電子申請する。マレーシア木材産業庁のライセンス担当官は、各申請について輸出ライセンスの承認及び発行を行う前に、輸出木材の登録済出荷者又は登録加工業者からの調達、輸出登録の有効性、輸出申告明細書、認可されたゴム製材品の輸出枠、等級区分概要書、インボイス及びパッキングリスト並びに CITES 許可書その他の必要な添付書類及び手数料の納付を確認する。

これらの確認が完了すると、同庁執行担当官が輸出ライセンスの申請の承認及び発行を行う。執行担当官は、ゴム材製品については同庁品質管理官による全数検査行う。ゴム材製品以外の木材製品については執行担当官がライセンスで承認した数量の最低 10%を無作為抽出する検査の必要性を検討し、この検査が不要な場合は執行担当官が検査対象外の荷口の輸出ライセンスを確認し、一方でこの検査が必要な場合は品質管理官が抽出検査を行う。品質管理官が行うゴム材製品及び木材製品の無作為抽出検査では、荷口と申告書の整合性を検証する。

その後、マレーシア王国税関は、マレーシア木材産業庁が発行した輸出ライセンスの内容と輸出品の整合性を確認した上で通関手続きを行う。

なお、ゴム材製品を輸出するときは、マレーシア木材産業庁にゴム農園経営者との間で 取り交わしたゴム丸太の生産に係る同意書を得ていること及び原料のゴム丸太は樹液の採 取を終えた廃材であることを申告して、ゴム材合法性証明書証明書(図 4.1.8)を取得する 必要がある。



資料・監修:マレーシア木材産業庁

図 4.1.c23 製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板の輸出手続き

【証明書及び手続書類】

製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板の輸出ライセンス取得に係る証明書及び 手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c30 製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板の 輸出ライセンス取得手続に要する書類

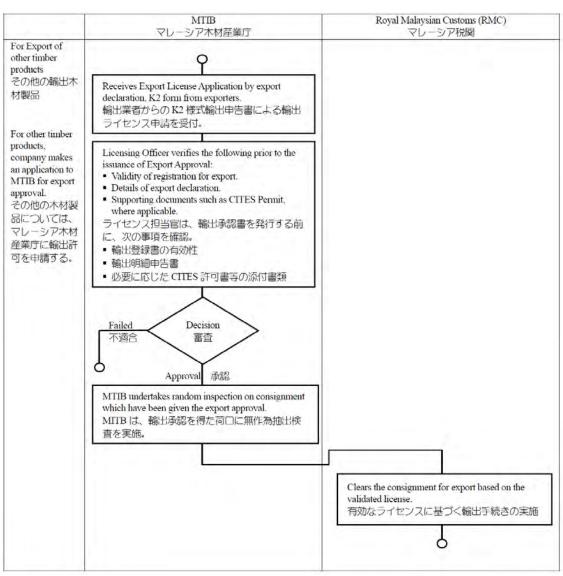
| Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所 | Title of Document 書類名称 | Submit/Issuance 提出者または発行元 | Recipient /Confirmation 受取人または確認者 |
|---|---|--|---|
| PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有 林、輸入及びゴム再造林 地(私有林) | Export License Application documents and f documents to verify prior to approval and issuance of an Export License. Imber to be exported is obtained from registered supplier. Validity of registration for export. Export Declaration and its detail. Supporting documents such as Grading Summary, Invoice, packing List and CITES permit. 輸出ライセンス申請書及び輸出ラセンスの承認及び発行前に確認する書類 輸出木材が登録済出荷者または登録加工業者から調達されているか。 輸出登録の有効性 輸出申告及び同明細書 等級区分概要書、インボイス、パッキングリスト、CITES 許可書など必要に応じた添付書類。 | Company 企業 | Licensing Officer, MTIB マレーシア木材産業庁ラ イス担当官 |
| | Export License 輸出ライセンス | Enforcement Officer, MTIB マレーシア木材産業庁執 行担当官 | Company 企業 |

資料・監修:マレーシア木材産業庁

B. その他の木材製品の輸出

製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板以外の木材製品を輸出しようとするときは、K2 様式輸出申告書をマレーシア木材産業庁に提出して輸出許可申請をする。

K2 様式輸出申告書を受け付けた同庁のライセンス担当官は、輸出登録書の有効性、輸出明細申告書の内容及び CITES 許可書等必要に応じた書類の内容を審査し、書類が適正であれば荷口の無作為抽出検査を行い、税関手続の開始を許可する。



資料・監修:マレーシア木材産業庁

図 4.1.c24 その他の製品の輸出手続き

【証明書及び手続書類】

その他の木材製品の輸出ライセンス取得に係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c31 その他の木材製品の輸出ライセンス取得に係る証明書及び手続書類

| Forest Type /Source of Timber | Title of Document | Submit /Issuance | Recipient /Confirmation |
|---|--|------------------|-------------------------|
| 森林区分 /木材の出所 | 書類名称 | 提出者または発行元 | 受取人または確認者 |
| PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有 林、輸入及びゴム再造林 地(私有林) | Export License Application documents and documents to verify prior to approval and issuance of an Export License. Export Declaration and its detail. Validity of registration for export Supporting documents such as CITES permit, which applicable 輸出ライセンス申請書及び輸出ラセンスの承認及び発行前に確認する書類 輸出申告及び同明細書 輸出登録の有効性 CITES 許可書等必要に応じた添付書類 | Company 企業 | MTTB マレーシア木材産業庁 |
| | Export License | MTIB | Company |
| | 輸出ライセンス | マレーシア木材産業庁 | 企業 |

資料・監修:マレーシア木材産業庁

③輸入規制

マレーシア木材産業庁設置法第 18 条Aの規定は、木材の輸入に係るマレーシア木材産 業庁への申告の義務及び違反に対する罰則を定めている。

輸入禁止品目に係る関税令²²は、次の表の規制区分別に輸入禁止品目を定めている さらに、植物防疫法²³は、植物検疫の対象品目及び検疫検査に係る事項を規定している。

表 4.1.c32 輸入禁止品目に係る関税令が定める輸入禁止規制の区分

| | 規制の範囲 |
|----------|---|
| 附則 1 | 完全輸入禁止品目。 |
| 附則 2-1 | 輸入ライセンスがないとマレーシアに輸入できない品目。 |
| 附則 2-2 | 輸入ライセンスがないとマレーシアに輸入できないが、自由貿易区では規制を適用しない品目。 |
| 附則 2-3 | 輸入ライセンスがないとマレーシアに輸入できないが Labuan、Langkawi、Tioman 及び特定自由貿易区では規制を適用しない品目。 |
| 附則 3 - 1 | 規定された方法以外での輸入ができない品目。 |
| 附則3-2 | 規定された方法以外での輸入はできないが、自由商業地区では規制が適用されない品目。 |
| 附則3-3 | ワシントン条約の規制により規定した方法以外ではマレーシアに輸入できない品目。 |
| 附則 4-1 | マレーシアの基準及びマレーシア連邦当局によって承認された基準に基づいた方法以外ではマレーシアに輸入できない品目。 |
| 附則 4-2 | マレーシアの基準及びマレーシア国当局が承認したその他の基準に基づいた方法以外ではマレーシアに輸入できないが、自由商業地区では規制を適用しない品目。 |

なお、マレーシアでは、特定諸国からの丸太輸入を禁止している。これに関しては、農業局(Department of Agriculture)が適宜発する植物検疫に関する通達及びマレーシア木材産

²² Customs (Prohibition of Imports) Order 2012

²³ Plant Quarantine Act 1976

業庁の通達により公表している。

A.丸太及び角材の輸入

丸太及び小割物を含む角材を輸入するときは、K1様式による通関手続を行う前に、マレーシア木材産業庁から輸入ライセンスを取得しなければならない。

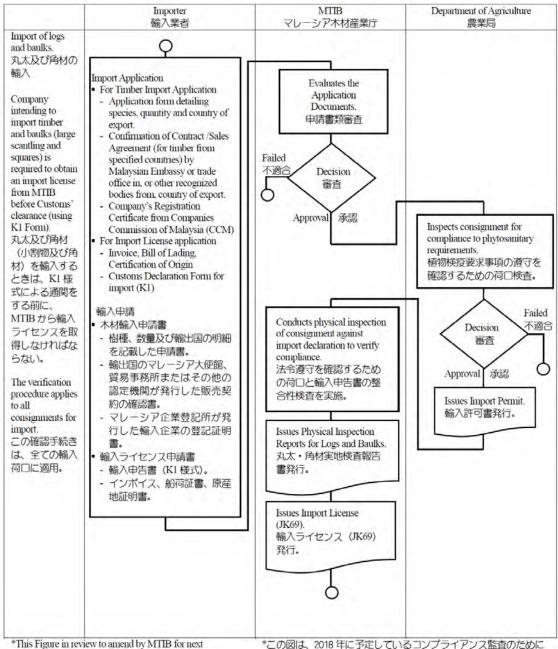
このため、丸太及び角材を輸入しようとする輸入業者は、マレーシア木材産業庁に木材 輸入申請と輸入ライセンス申請を行う。

輸入申請書は、輸入業者が樹種、数量及び輸出国の明細を記載した申請書、輸出国のマレーシア大使館、貿易事務所又はその他の認定機関が発行した販売契約の確認書及びマレーシア企業登記所が発行した輸入企業の登記証明書によって構成し、輸入ライセンス申請書は輸入申告書(K1様式)、インボイス、船荷証書及び原産地証明書により構成している。

輸入業者から申請を受けたマレーシア木材産業庁は、書類審査を行う。この書類審査が終わると、農業局は植物検疫要求事項の遵守を確認するための荷口検査を行い、その結果が適正であれば輸入許可書をマレーシア木材産業庁に発行する。

農業書からの輸入許可書を受けたマレーシア木材産業庁は、法令遵守を確認するための 荷口と輸入申告書の整合性検査を行い、丸太・角材実地調査報告書とともに輸入ライセン スを発行する。

| Import Regulations | 輸入規制 |
|--|--|
| Sources of Timber: Imp | 木材の出所:輸入材 |
| Responsibility: Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Royal Malaysian Customs (RMC) Department Agriculture (DoA) | 所管:マレーシア木材産業庁 マレーシア税関 農業局 |
| Import of logs from certain countries is prohibited based on phytosanitary requirements as specified by DoA or based on relevant circulars issued by MTIB. Company intending to import timber products which are subject to phytosanitary requirements by DoA, is required to obtain an import permit from DoA. | 特定諸国からの丸太輸入は、農業局の植物検疫規制またはマレーシア木材産業庁の関連通達により禁止されている。 農業局の植物検疫規制の対象になっている木材製品の輸入をする企業は、農業局の輸入許可を取得する必要がある。 |



*This Figure in review to amend by MTIB for next compliance audit in 2018.

*この図は、2018 年に予定しているコンプライアンス監査のために マレーシア産業庁による改正を検討中。

資料・監修:マレーシア木材産業庁

図 4.1.c25 丸太及び角材の輸入ライセンス発行手続き

【証明書類及び手続書類】

丸太及び角材の輸入ライセンス発行手続きに係る証明書類及び手続書類は、次の表のと おりである。

表 4.1.c33 丸太及び角材の輸入ライセンス発行手続きに係る証明書及び手続き書類

| Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所 | Title of Document 書類名称 | Submit/Issuance 提出者または発行元 | Recipient /Confirmation 受取人または確認者 |
|--|--|----------------------------------|--------------------------------------|
| Imp 輸入 | Timber Import Application - Application form detailing species, quantity and country of export Confirmation of Contract /Sales Agreement (for timber from specified countries) by Malaysian Embassy or trade office in, or other recognized bodies from, country of export Company's Registration Certificate from Companies Commission of Malaysia (CCM) 木材輸入申請 - 樹種、数量及び輸出国の明細を記載した申請書。 - 輸出国のマレーシア大使館、貿易事務所またはその他の認定機関が発行した販売契約の確認書 - マレーシア企業登記所が発行した輸入企業の登記証明書 | Importer 輸入業者 | MTIB マレーシア木材産業庁 |
| | Import License Application - Invoice, Bill of Lading, Certification of Origin - Customs Declaration Form for import (K1) 輸入ライセンス申請書 ・ 輸入申告書(K1様式) - インボイス、船荷証書、原産地証明書 | Importer 輸入業者 | MTIB マレーシア木材産業庁 |
| | Import Permit 輸入許可書 | Department of Agriculture 農業局 | MTIB マレーシア木材産業庁 |
| | Physical Inspection Reports for Log and Baulks 丸太角材実地検査報告書 | MTIB マレーシア木材産業庁 | |
| | Import License (JK69) 輸入ライセンス(JK69) | MTIB マレーシア木材産業庁 | Importer 輸入業者 |

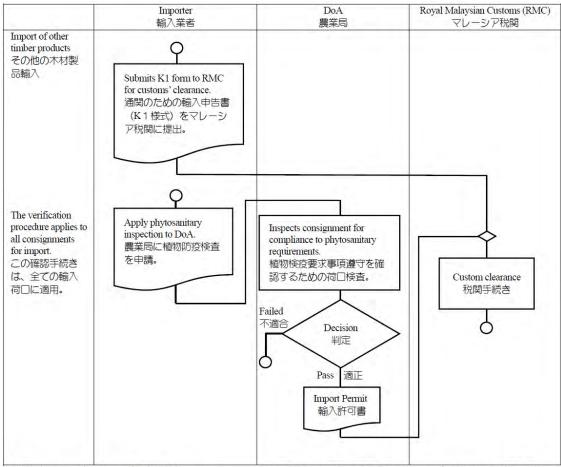
資料・監修:マレーシア木材産業庁

B.その他の木材製品の輸入

輸入業者が丸太及び角材以外の木材製品を輸入するときは、通関のための輸入申告書(K1様式)を税関に提出するとともに、農業局に植物防疫検査を申請する。

植物防疫検査の申請を受けた農業局は、植物検疫要求事項遵守を確認するための荷口検査を行い、その荷口が適正であれば輸入許可書を発行する。

税関は、農業局からの輸入許可書が発行された荷口について、輸入業者からの輸入申告に基づく税関手続きを開始する。



*This Figure in review to amend by MTIB for next compliance audit in 2018.

*この図は、2018 年に予定しているコンプライアンス監査のためにマレーシア産業庁による改正を検討中。

資料・監修:マレーシア木材産業庁

図 4.1.c26 その他の木材製品の輸入手続き

【証明書及び手続書類】

その他の木材製品の輸入に係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c34 その他の木材製品の輸入手続きに係る証明書及び手続書類

| Forest Type /Source of Timber | Title of Document | Submit/Issuance | Recipient /Confirmation |
|-------------------------------|---|---------------------------|---|
| 森林区分 /木材の出所 | 書類名称 | 提出者または発行元 | 受取人または確認者 |
| 輸入 | Import Declaration Form (K1) 輸入申告書(K 1 様式) | Importer 輸入業者 | Royal Malaysian Custom (RMC) マレーシア税関 |
| | Phytosanitary Application 植物防疫検査申請 | Importer 輸入業者 | Department of Agriculture 農業局 |
| | Import Permit | Department of Agriculture | Royal Malaysian Custom (RMC) |
| | 輸入許可書 | 農業局 | マレーシア税関 |

資料・監修:マレーシア木材産業庁

④サラワク州産材

半島部木材合法性保証システムもサバ州木材合法性保証システムと同様にサラワク州産 木材の取扱基準を設けている。

この基準は EU からの要請により設定された。すなわち、EU はサラワク州木材合法性確認システム(Sarawak Timber Legality Verification System)は、EU の要求を満たしていると評価していないため、EU 向け木材製品にサラワク州産材が混入しないように設定されたサラワク州木材合法性確認システムが EU に認められるようになるまでの暫定基準である。この基準は木材取扱企業に、EU 向け荷口にサラワクから移入した木材が含まれていないことを確認すること、税関申告書(K3)をマレーシア木材産業庁に提出し、木材が港に到着する前に実地調査を依頼すること、サラワク州産材のバイヤー、販売及び流通並びに加工木材製品への使用を記録すること、EU 向けに木材を輸出するときは、FLEGT ライセンスとともに輸出された製品には、サラワク州産材の使用又は混入が決してない旨の宣誓を行うことを求めている。

木材取扱企業がサラワク州産材を移入するときは、マレーシア木材産業庁に税関申告書(K3)を提出するとともに、農業局に植物防疫要求事項の遵守検査を要請する。これらの申請及び要請を受けて、マレーシア木材産業庁は実地調査を、農業局は荷口検査を実施する。これらの調査及び検査により適正な結果が得られたときは、税関は半島マレーシアでの荷口の自由な流通を承認する。

ただし、その後もサラワク州産材を取り扱う企業は、サラワク州産材のバイヤー、販売及び流通並びに加工木材製品への使用を記録し、EU 向け木材製品へのサラワク州産材木材の使用又は混入を防止しなければならない。マレーシア木材産業庁は、企業のサラワク州産材又はそれを使用した木材製品のバイヤー、販売・流通の記録を実施していること及びこれらに FLEGT ライセンスを発行していないことを確認している。

サラワク州産材の取扱いに関係する法令は、次の4つである。

- 関税法 (Customs Act 1967)
- マレーシア木材産業局設置法
- 植物検疫法 (Plant Quarantine Act 1976)
- マレーシア木材産業局通達²⁴

関税法、マレーシア木材産業局設置法及び植物検疫法では、サラワク州産材を特定した 規定がない。しかし、マレーシア木材産業局の通達は、サラワク州産材を検疫対象動植物 に準じて位置づけ、その対処方法を通達で示している。

²⁴ VPA/FLEGT によるサラワク州から半島マレーシア、サバ州への移動に関する手続き(マレーシア木 材産業局 circular "Procedures for timber from Sarawak into Peninsular Malaysia and Sabah under the VPA/FLEGT")